

図2 消火設備に求められる耐震性能の考え方のイメージ

気象庁震度階級		5強		6弱		6強		7			
地表加速度(2種地盤の標準地盤の時)		150		250		330		400		500	
地震の大きさ		← 中地震				→ 大地震					
機能確保に関する被害程度(例)	大	自動消火設備	無被害、システム機能確保		無被害、システム機能確保		無被害、システム機能確保		無被害、システム機能確保		重損
		その他消火設備	無被害、システム機能確保		軽損、復旧容易		軽損、復旧容易		中損(条件付きで軽損)		重損
		構造体	無被害		無被害		軽損		中損		重損あり
		建築非構造部材	無被害		軽損		軽損		中損		重損
		建築設備(消火設備除く)	無被害		軽損		軽損		中損(条件付で軽損)		重損(条件付で中損)
	中	自動消火設備	無被害、システム機能確保		無被害、システム機能確保		無被害、システム機能確保		重損		重損
		その他消火設備	軽損、復旧容易		軽損、復旧容易		中損(条件付きで軽損)		重損		重損
		構造体	無被害		軽損		中損		重損あり		重損
		建築非構造部材	軽損		軽損		中損		重損		重損
		建築設備(消火設備除く)	軽損		軽損		中損(条件付で軽損)		重損		重損
	小	自動消火設備	無被害、システム機能確保		無被害、システム機能確保		重損		重損		重損
		その他消火設備	軽損、復旧容易		中損(条件付きで軽損)		重損		重損		重損
		構造体	軽損		軽損		重損あり		重損あり		重損
		建築非構造部材	軽損		中損		重損		重損		重損
		建築設備(消火設備除く)	軽損		中損		重損		重損		重損
注	<p>1 被害程度は次のとおり</p> <p>軽損：軽微な損傷で、大きな補修をすることなく、機能確保の復旧ができる。</p> <p>中損：機能上の被害が中程度であり、専門技術者により補修する。そしてある程度の補修期間を必要とする。</p> <p>重損：構造体では「大破あり」に相当する。建築設備では被害が大きく、機能復旧が困難なことが多い被害。</p> <p>※損傷程度の表現は、耐震グレードに応じて耐震対策を行った建築設備、消火設備について示す。</p> <p>2 ここで、自動消火設備は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備をいう。</p> <p>その他消火設備は、自動消火設備以外の消火設備をいう。</p>										

引用文献：NPO耐震安全総合機構の耐震安全指針を参考とし、自動消火設備、その他の消火設備を付記した。